

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 7 月（改訂）
青森県立八戸工業高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。しかも、最近ではスマートフォンやパソコン等の介在により、いっそう見えにくいものになっている。学校は、いじめがどの生徒にも、どの学校においても起こり得るものであること、また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識しておく必要があり、いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送ることができるよういじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に、かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

（2）いじめに対する基本的な考え方

- ①「いじめは絶対に許されない」との共通認識
- ②「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との共通認識
- ③「いじめは、誰もが被害者にも加害者にもなり得る」との共通認識
- ④「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との共通認識

（3）いじめの構造と衝動

①いじめの構造

いじめは、意識的かつ集団的に行われ、「いじめる側」と「いじめられる側」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つ場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

②いじめの衝動

いじめの衝動を発生させる原因としては、以下のものなどが考えられる。

- ア 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）
- イ 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）
- ウ ねたみや嫉妬感情
- エ 遊び感覚やふざけ
- オ いじめの被害者となることへの回避感情

（4）いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑦金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑧嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑨スマートフォンやパソコン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑩その他（陰口、使い走り、落書き、辱め行為及び性的な辱め行為の強要、噂流し 等）

3 指導体制・組織的対応

（１）日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

別紙 1

（２）緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。

別紙 2

4 いじめの未然防止

いじめは対人関係における問題であるという視点に立ち、教育活動全体を通して、生徒同士の心の結びつきを深め、社会性を育む必要がある。そのため、学校生活において自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てるとともに、社会の形成者としての資質を育成する生徒指導が求められる。

（１）学習指導の充実

- ①わかる授業づくりを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫
- ②規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ③コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- ④相手を尊重する気持ちの育成

（２）特別活動、道徳教育の充実

- ①ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ②ボランティア活動の充実

（３）規範意識及び人権意識の向上

- ①いじめ防止資料を活用した担任によるクラス指導（６月）

別紙 3

- ②講演会等の開催

（４）保護者・地域との連携

- ①いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ②学校公開の実施
- ③学校ホームページへの掲載

（５）教科「工業」科目「工業情報数理」及び「工業技術基礎」等における情報モラル教育の充実

（６）ネットトラブルについては、「7. ネットいじめへの対応」に記載

5 いじめの早期発見

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、生徒が発するサインを見逃すことのないよう日頃から丁寧に生徒理解を進め、早期発見に努めることが重要である。

(1) いじめの発見

- ①いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせる。
- ②いじめられている生徒や通報した生徒の安全を必ず確保する。
- ③「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙4

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙5

(4) 相談体制の整備

- ①面談の定期的実施（5月、6月、9月、11月、1月）
- ②学校HPへの相談窓口の掲載
- ③生徒指導通信等を活用した相談窓口や面談希望者への周知

(5) 定期的調査の実施

- ①いじめアンケートの実施（6月、11月、2月）

別紙6・7

(6) 情報の共有

- ①報告経路の明示・報告の徹底
- ②職員会議等での情報共有
- ③要配慮生徒の実態把握
- ④入学時及び進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ア 安全・安心を確保する。
- イ 心のケアを図る。
- ウ 今後の対策について、共に考える。
- エ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- オ 温かい人間関係をつくる。

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ア いじめの事実を確認する。
- イ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ウ いじめられている生徒の苦痛に気づかせる。

エ 今後の生き方を考えさせる。

オ 必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

ア 自分の問題として捉えさせる。

イ 望ましい人間関係づくりに努める。

ウ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

ア じっくりと話を聞く。

イ 苦痛に対して寄り添いながら理解を示す。

ウ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

ア いじめは誰にでも起こる可能性がある。

イ 生徒や保護者の心情に配慮する。

ウ 行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。

エ 何か気づいたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

ア 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。

イ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。

ウ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体となって対応をすることが重要である。

①青森県教育委員会との連携

ア 関係生徒への支援・指導・保護者への対応方法

イ 関係機関との調整

ウ 重大事態への対応支援、指導

②警察との連携

ア 心身や財産に重大な被害が疑われる

イ 犯罪等の違法行為がある場合

ウ 重大事態への対応支援、指導

③福祉関係との連携（児童相談所等）

- ア 家庭の養育に関する指導・助言
- イ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ウ 家庭内での虐待（ネグレクト等）に関する指導・助言

④医療機関との連携

- ア 精神保健に関する相談
- イ 精神症状についての治療、指導・助言

⑤地域との連携

- ア 民生委員や町内会との情報の共有・協力・支援
- イ 不登校やひきこもり等に対するサポートステーションの活用

7 ネットいじめへの対応

（1）ネットいじめとは

文字、画像及び動画等を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信することや、特定の生徒になりすまし社会的信用を失わせるような行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

（2）ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ア フィルタリングの徹底（合格者説明会やネットトラブル防止教室）
- イ 保護者の見守り

②情報モラル教育の充実

- ア 教科「工業」の科目「工業情報数理」及び「工業技術基礎」等における情報モラル教育の充実

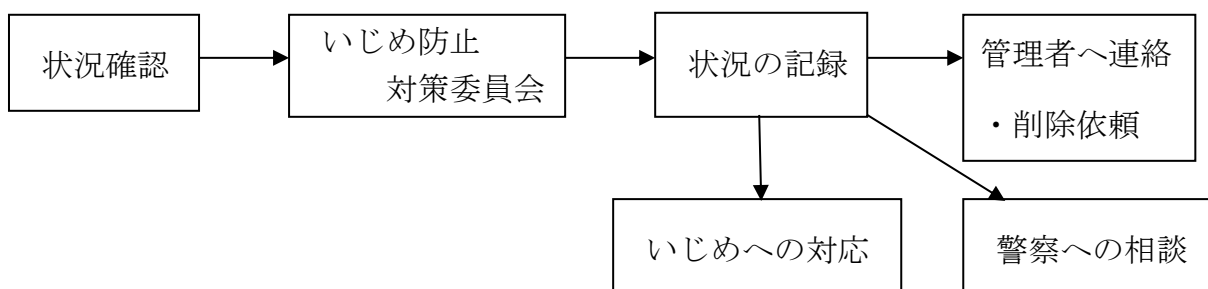
③ネットトラブル防止教室の実施によるネット社会への理解

（3）ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ア 被害者からの訴え
- イ 閲覧者からの情報

②不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ア 生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
- ②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。
 - ア 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - イ その他必要と認めた場合
- ③保護者からいじめにより重大な被害が生じたと申し立てがあった場合
 - ア 申し立てがあった場合は、重大事態として取り扱う

(2) 重大事態時の報告・調査協力

重大事案が発生した場合には、速やかに県教育委員会を経由して知事に報告する。その後、県教育委員会の判断に従い、学校が調査の主体となる場合には、いじめ対策委員会を母体として当該重大事態の特質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。いじめを受けた生徒、保護者及び関係した生徒の心のケアに努めるとともに再発防止に努める。県教育委員会が調査を行う場合にはその重大事態調査のための組織に協力する。

9 いじめの解消

少なくとも次の二つの要件が満たされていることを確認する。

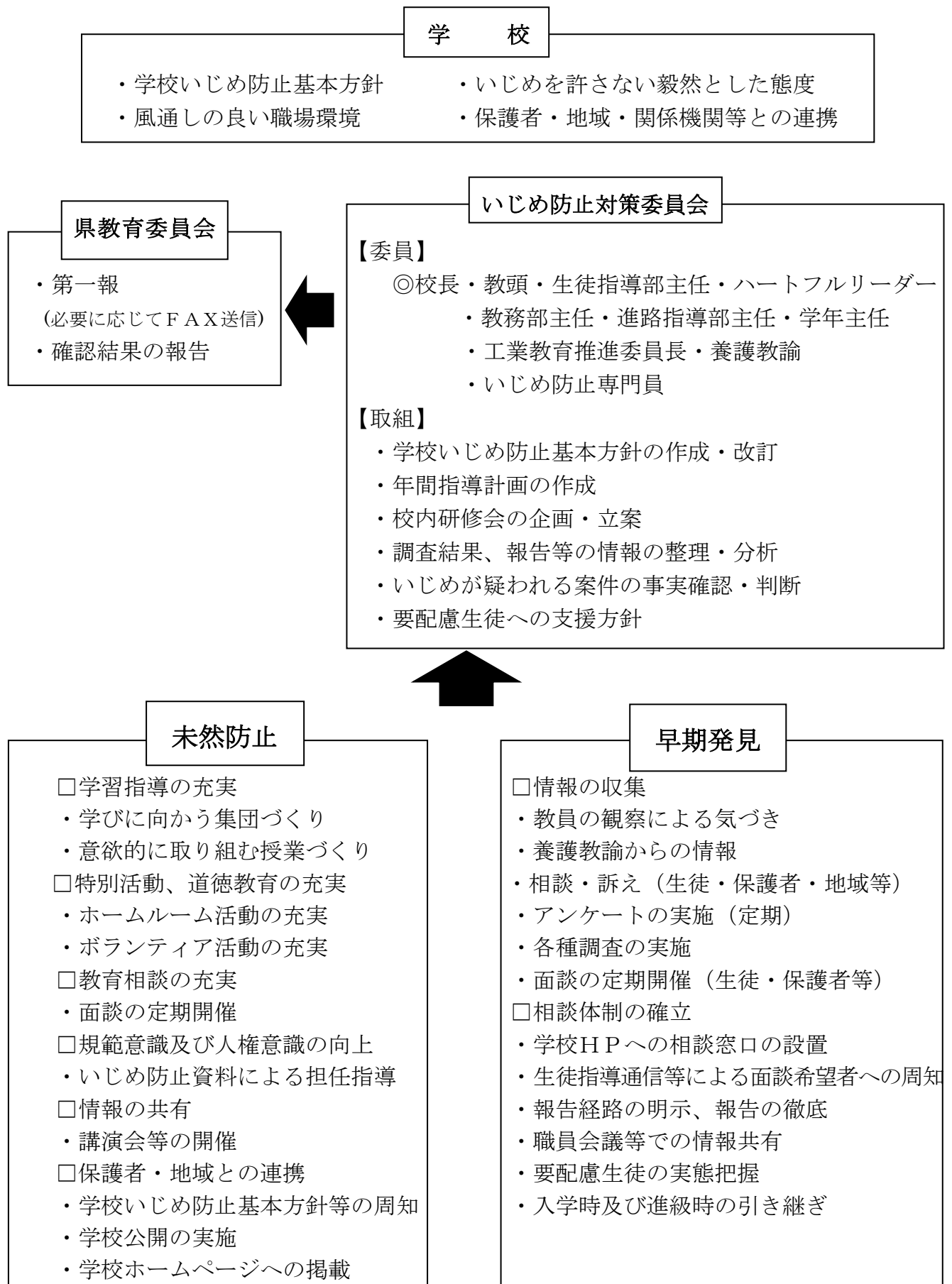
- (1) いじめに係わる行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が3か月以上、止んでいること。
- (2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

10 評価

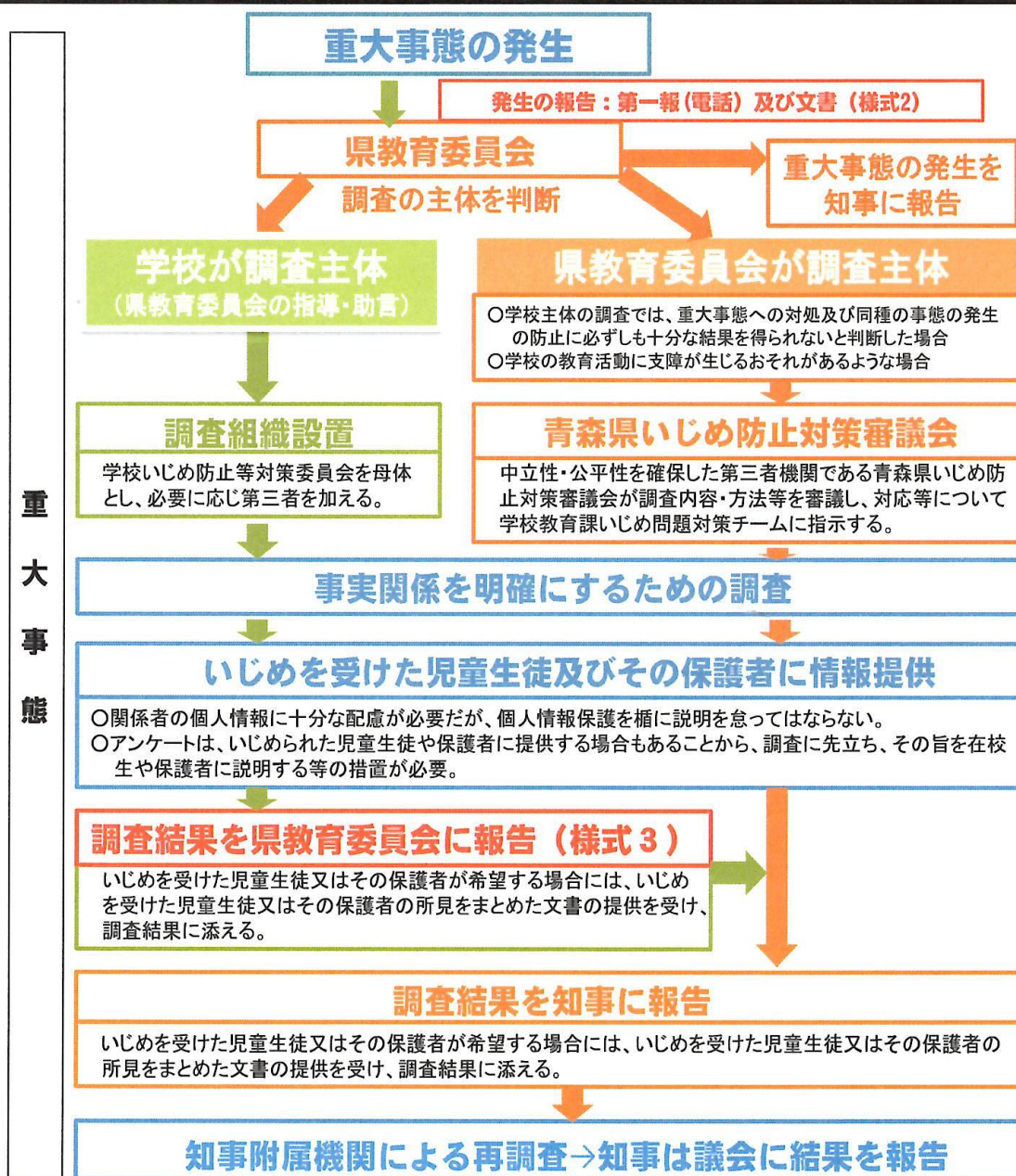
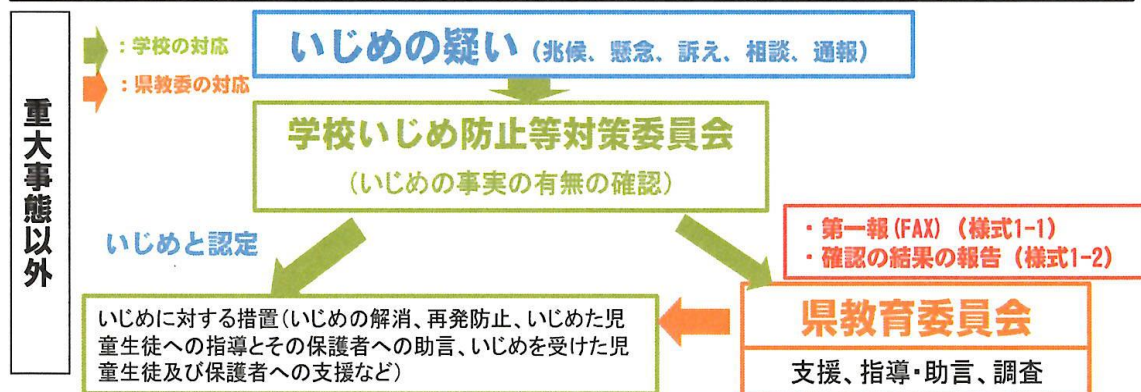
P D C Aサイクルを生かした学校の取組を見直すことで、より適切な取組を目指すことができる。また、現状を数値で表したり、生徒・保護者及び地域からの声を集約したりすることで、取組効果を客観的に検証する。

(1) 評価方法

- ①学年末に取組評価アンケートを実施（3月）
別紙8
- ②集計結果をもとに「いじめ防止対策委員会」で会議
- ③会議の結果を職員会議で伝達
- ④会議の結果を学校ホームページで公開



「いじめ防止対策推進法」及び「青森県いじめ防止基本方針」 に基づくいじめ対応フロー図（県立学校の場合）



いじめ防止資料

【いじめの定義】いじめ防止対策推進法第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) いじめの構造

いじめは、意識的かつ集団的に行われ、「いじめる側」と「いじめられる側」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つ場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

(2) いじめの衝動

いじめの衝動を発生させる原因としては、以下のものなどが考えられる。

- ①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）
- ②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）
- ③ねたみや嫉妬感情
- ④遊び感覚やふざけ
- ⑤いじめの被害者となることへの回避感情

(3) いじめの態様

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑦金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑧嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑨パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑩その他（陰口、使い走り、落書き、辱め行為及び性的な辱め行為の強要、噂流し等）

【クラス指導の基本事項】

- (1) 「いじめ防止対策推進法」を制定し、国を上げていじめ防止に取り組んでいます。
- (2) いじめは、大小問わずどの学校にも存在すると考えられています。
- (3) 本校でも、もしかしたら見えないところでいじめがあるかもしれません。
実は、もう既に起こっているかもしれません。
- (4) まずみんなに確認しておきたいことは、いじめの定義についてです。（上記の定義）
- (5) もし、このクラスの誰かが、誰かに精神的な苦痛を与えるような「ことば遣い（キモイ、ウザイなど）」や「容姿や見た目をバカにする、笑う」、「いけない行動やふるまい（仲間外れ、無視、あざ笑う、同意なく上から命令するように人を使う、意味もなくたたく、小突くなど）」をしているのならば、絶対にやめてください。
これらの言動は、決して友人や友達同士の適切なコミュニケーションではありません。
- (6) また、これらの言動等を写真や動画に撮ってSNSに投稿する、拡散する、悪口を書き込むもインターネット空間でのいじめです。絶対にやめてください。
- (7) 「自分では平気、大丈夫だろう」と思っても、相手に苦痛を与えるならば、自分にその意志がなくても「いじめ」にあたるので、相手の側に立った言動を心掛けてください。
- (8) 校内から「いじめ」をなくしたいと考え、学校としてもいじめに対しては、毅然とした厳しい態度で対応します。
- (9) 学校としては、「いかなる理由があってもいじめ行為は許しません。」
いじめ防止対策推進法には、警察と学校が協力して対応することが明記され、警察の介入もあります。
気をつけましょう。

別紙4

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 SHR	遅刻・欠席が増える。その理由を言わない。 教員と視線を合わせず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 用のない場所にいることが多い。 ふざけあっているが表情がさえない。 衣服が汚れたりしている。
放課後 部活動等	慌てて下校する。または用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらをされる。 一人で部活動の準備・片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気がついたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

場 面	サ イ ン
学校内等	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒の行動等に、不自然な笑い、からかい等がみられる。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気をつかっている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、中心的存在の生徒がいる。

別紙5

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

場 面	サ イ ン
教室	嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
	壁や黒板等にいたずら、落書き等がある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

場 面	サ イ ン
家庭	学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 SNSやメール等をこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあつたりする。 遊ぶ仲間が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
	学習時間が減る。 成績が下がる。 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車にパンクさせられるなどいたずらをされる。 家庭の品物・金銭がなくなる。 大きな金額の金銭を欲しがる。

別紙 6

生徒用 いじめアンケート（第 回） 令和 年 月 日（ ）	
年 科 番 氏名	
【調査期間】 ◎2、3年生は、令和 年 月 日（ ）から令和 年 月 日（ ）の期間のいじめについて、次の質問に答えてください。 ◎1年生は、入学（令和 年 月 日（ ））から令和 年 月 日（ ）の期間のいじめについて、次の質問に答えてください。 この調査用紙に記入したことで、あなた自身が困ることのないよう、学校の先生方全員で十分に配慮します。	
No.	質 問
1	質問 1. あなたは、調査期間中にいじめられたことがありますか。 ① ある（ ） →No.2 へ ②ない（ ） →No.6 へ
2	どんないじめを受けましたか。当てはまるものに○を付けてください。（複数回答可） ①冷やかしかからかいを受けた（ ） ②悪口や嫌なことを言われた（ ） ③言いがかりや脅し文句を言われた（ ） ④仲間はずれにされた（ ） ⑤友達から無視された（ ） ⑥ネット上で誹謗中傷された（ ） ⑦メール等で悪口を言われた（ ） ⑧軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりした（ ） ⑨暴力をふるわれた（ ） ⑩金品をたかられた（ ） ⑪お金や物を盗られたり、汚されたり、隠されたり、捨てられたりした（ ） ⑫使い走りをさせられた（ ） ⑬危険なことをさせられた（ ） ⑭人に笑われたり、叱られるようなことを無理矢理やらされた（ ） ⑮その他（ ） →詳しく（ ）
3	今もそのいじめは続いていますか。当てはまるものに○を付けてください。 ①続いている（ ） →No.4 へ ②解決していないが、収まった（ ） →No.5 へ ② 解決した（ ） →No.6 へ
4	そのいじめについて、今後どう対応するつもりですか。当てはまるものに○を付けてください。（複数回答可） ①担任に相談する（ ） ②教育相談等の先生に相談する（ ） ③親に相談する（ ） ④部活動の顧問に相談する（ ） ⑤友達に相談する（ ） ⑥スクールカウンセラーに相談する（ ） ⑦自分で解決する（ ） ⑧その他（ ） →詳しく（ ）
5	そのいじめを解決するために、学校にしてもらいたいことを書いてください。
6	質問 2. あなたは、調査期間中に本校生徒が関係するいじめを見たり聞いたりしたことがありますか。 ①ある（ ） ②ない（ ）
7	いじめに関して、自分のこと、友人のこと、他人のことなど、知っていることや知らせたいことがあったら、ささいなことでも書いてください。

別紙 7

保護者用 いじめアンケート（第 回） 令和 年 月 日（ ）	
保護者氏名 氏名	
お子様の氏名等 年 科 番 氏名	
調査期間	
◎ 2, 3 年生の保護者の皆様は、令和 年 月 日（ ）から令和 年 月 日（ ）の期間のいじめについて、次の質問に答えてください。	
◎ 1 年生の保護者の皆様は、入学（令和 年 月 日（ ））から令和 年 月 日（ ）の期間のいじめについて、次の質問に答えてください。	
No.	質 問
1	質問 1. あなたのお子様は、調査期間中にいじめられたことがありますか。 ③ ある（ ）→No. 2 へ ②ない（ ）→No. 6 へ
2	どんないじめを受けましたか。当てはまるものに○を付けてください。（複数回答可） ①冷やかしやかからかいを受けた（ ） ②悪口や嫌なことを言われた（ ） ③言いがかりや脅し文句を言われた（ ） ④仲間はずれにされた（ ） ⑤友達から無視された（ ） ⑥ネット上で誹謗中傷された（ ） ⑦メール等で悪口を言われた（ ） ⑧軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりした（ ） ⑨暴力をふるわれた（ ） ⑩金品をたかられた（ ） ⑪お金や物を盗られたり、汚されたり、隠されたり、捨てられたりした（ ） ⑫使い走りをさせられた（ ） ⑬危険なことをさせられた（ ） ⑭人に笑われたり、叱られたりするようなことを無理矢理やらされた（ ） ⑮その他（ ）→詳しく（ ）
3	今もそのいじめは続いていますか。当てはまるものに○を付けてください。 ①続いている（ ）→No. 4 へ ②解決していないが、収まった（ ）→No. 5 へ ④ 解決した（ ）→No. 6 へ
4	そのいじめについて、今後どう対応しますか。当てはまるものに○を付けてください。（複数回答可） ①担任に相談する（ ） ②教育相談等の先生に相談する（ ） ③親に相談する（ ） ④部活動の顧問に相談する（ ） ⑤スクールカウンセラーに相談する（ ） ⑥友達に相談させる（ ） ⑦自分で解決させる（ ） ⑧その他（ ）→詳しく（ ）
5	そのいじめを解決するために、学校に支援して欲しいことなどを書いてください。
6	調査期間中に本校生徒が関係するいじめについて、知らせたいことがあったらお書きください。

別紙 8

取組評価アンケート

青森県立八戸工業高等学校

「学校いじめ防止基本方針」

生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

【評価】 A・・・良い B・・・概ね良い C・・・あまり良くない D・・・良くない

領 域	重 点 評 価 項 目	評 価
1 基本方針	1－1 学校の基本方針は、学校の実態や地域の期待を踏まえた内容になっている。	
2 校内体制	2－1 学校では、いじめの問題に対し、教員が一致協力して取り組む体制ができている。 2－2 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表している。 2－3 いじめの問題について、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立している。	
3 日常の指導	3－1 授業は、すべての生徒が参加・活躍できる工夫がされ、「わかる授業」を展開している。 3－2 学校全体として、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めている。 3－3 生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の育成や豊かな人間性を培う活動を積極的に行っている。	
4 早期発見	4－1 学校は、アンケート調査等を行い、きめ細かくいじめの把握に努めている。 4－2 校内に、生徒の悩みや要望を積極的に受け止める教育相談の体制が整備されている。 4－3 校内巡視や生徒と触れあう機会を設け、生徒の様子を意図的、計画的に観察している。	
5 いじめへの対応	5－1 いじめがあった場合は、問題を軽視せず、事実関係の把握を行い、事実を隠蔽することなく的確に対応している。 5－2 いじめを行う生徒には毅然とした対応を行っている。 5－3 いじめられる生徒に対し、心のケアや様々な対応を通し、いじめから守り通すための対応を取っている。	
6 ネット上のいじめ	6－1 インターネットの危険性や情報モラルに関する指導が行われている。 6－2 学校がインターネット上の不適切な書き込み等を把握したとき、迅速な対応を取っている。	

別紙 9

いじめ防止のための年間計画

月	取組内容	担当者・担当部署	備 考
4	・「学校いじめ防止基本方針」の提示 ・いじめ防止の周知（保護者・生徒） ・ホームルーム活動の提示	・いじめ防止委員会 ・生徒指導部 ・生徒指導部、教務部	・年度始め ・入学式 ・自己理解と他者理解により、いじめ防止の意識高揚
5	・ネットトラブル防止教室 ・いじめ防止委員会① ・面談①	・生徒指導部 ・いじめ防止委員会 ・HR担任	・学年からの情報収集 ・二者面談
6	・いじめ防止資料による担任指導 ・いじめアンケート①（生徒・保護者） ・いじめ防止委員会② ・面談② ・いじめ防止専門員会議	・担任、生徒指導部 ・いじめ防止委員会 ・生徒指導部、いじめ防止委員会 ・生徒指導部 ・生徒指導部	・HRで活用 ・自宅での記入 ・アンケート結果への対応 ・アンケート結果により実施 ・いじめ防止専門員
7	・終業式の諸注意	・生徒指導部	・一学期の反省、SNS上への書込と休業中の諸注意
8	・始業式の諸注意	・生徒指導部	・SNS上への書込についての諸注意
9	・面談③	・HR担任	・二者面談
10			
11	・いじめアンケート②（生徒・保護者） ・いじめ防止委員会③ ・面談④ ・いじめ防止専門員会議	・生徒指導部、担任、いじめ防止委員会 ・生徒指導部、いじめ防止委員会 ・生徒指導部 ・生徒指導部	・自宅での記入 ・アンケート結果への対応 ・アンケート結果により実施 ・いじめ防止専門員
12	・終業式の諸注意	・生徒指導部	・二学期の反省、SNS上への書込と休業中の諸注意
1	・始業式の諸注意 ・面談⑤	・生徒指導部 ・HR担任	・SNS上への書込についての諸注意 ・二者面談
2	・いじめアンケート③（生徒） ・家庭生活アンケート③（保護者） ・いじめ防止委員会④ ・面談⑥ ・いじめ防止専門員会議	・生徒指導部、担任、いじめ防止委員会 ・生徒指導部、いじめ防止委員会 ・生徒指導部 ・生徒指導部	・自宅での記入 ・アンケート結果への対応 ・アンケート結果により実施 ・いじめ防止専門員
3	・終業式の諸注意 ・いじめ防止委員会⑤	・生徒指導部 ・いじめ防止委員会	・二学期の反省、SNS上への書込と休業中の諸注意 ・一年間のまとめと次年度の取組

※その他、必要に応じて、いじめ対策委員会、生徒指導委員会、教育相談委員会、個人面談等を開催する。

附則

平成30年3月改訂

令和元年5月改訂

令和6年7月改訂

令和7年7月改訂